

国 子 児 発 第 428 号

平成 27 年 12 月 18 日

国立市保育審議会会長      様

国立市長 佐 藤      一 夫

## 諮 問 書

国立市保育審議会条例第 2 条の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

## 記

### 1. 諮問事項

- (1) 公立保育園の民営化についての基本的な考え方
- (2) 公立保育園の民営化の方法について
- (3) 公立保育園民営化ガイドラインの作成について
- (4) その他公立保育園の民営化に必要な事項について

### 2. 諮問理由

国立市では、超少子高齢化・人口減少社会を背景に、将来の社会基盤を支える子どもを、従来にも増して“子は国立市の宝”と捉え、子どもの利益を最大限に尊重することとしております。そのためにも、子どもの健やかな育成と女性の社会参画への積極的な支援及び総合的な子育て支援の更なる取り組みを進め、“国立で育ち国立で子育てをしたいと思える街”を目指します。

現在、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進み、これに伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供、多様な子育て支援の充実、保育所の待機児童の解消などの子育て支援へのニーズが一段と増加しております。なかでも待機児童の解消に向けて保育の受け皿の拡充は、国立市にとっても喫緊の重要課題として挙げられております。

平成 22 年 3 月の国立市保育審議会の答申では、子どもの豊かな育ちのために、子どもの最善の利益を優先的に考えるという点においては、幼稚園、保育

園、公立、私立という立場での差はないとするなか、これまでに公立保育園や私立保育園が果たしてきた一定の役割が確認され、市内全体の保育サービス提供における保育水準が担保されていることが示されております。

また、平成25年8月に国立市財政改革審議会の答申が示され、その中で財政的地からの保育園民営化の必要性がまとめられました。市はこの答申を真摯に受け止め、平成26年2月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、この具体的な目標スケジュールに基づき保育園民営化の検討を進めることとしております。

国立市は、今後、待機児解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため、限られた財源のなかにおいて、公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があります。

ついては、地域の子育て支援を充実させるために、民間活力を取り入れた保育環境を構築することとし、公が果たすべき役割を明確にした上で、「公立保育園民営化」に向けて基本的な考え方や方法、ガイドラインの作成の検討を行い、最終的な方針をまとめるため貴審議会に諮問するものです。